

岡山市青少年育成協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 青少年を保護善導し健全育成を図るため、予算の範囲内において岡山市青少年育成協議会補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市内において行う次に掲げる活動とする。

- (1) 街頭補導活動
- (2) 健全育成活動
- (3) 青少年を取り巻く有害環境浄化活動
- (4) 啓発広報及び関係機関等の連携に関すること。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、岡山市青少年育成協議会とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助事業に要する経費のうち、岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定めた額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第4号の書類の添付は要しない。

(着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助金等の完了前交付)

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により、同条第2項に定める補助金等交付請求書の提出があった場合であって、教育委員会が事業を実施するに当たり必要と認めるときには、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会
が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。